

# 北斗市の休日を定める条例の改正について（概要等）

## 1 改正案を策定する趣旨、目的及び背景

本市の年末年始の休日は「12月31日から翌年の1月5日まで」と条例で定められていますが、国や北海道の休日と異なるため、市民の皆さんの間に浸透しきれていない状況にありました。

平成26年度に実施した事業改善会議で年末年始の休日についての検討が行われ、「わかりやすい年末年始の休日に改めるべき」との結論が出されました。この結論を踏まえ、市では、市民の皆さんの意見を聴いた中で、国や北海道の休日と同じ、一般的でわかりやすい期間「12月29日から翌年の1月3日まで」に改める方向で、手続きを進めることとしています。

## 2 改正案の概要

本市の年末年始の休日を「12月31日から翌年の1月5日まで」から「12月29日から翌年の1月3日まで」に改めるものです。

## 3 資料

### ○ 国や主な自治体の年末年始の休日

- ・ 国……………12月29日から翌年の1月3日まで
- ・ 北海道……………12月29日から翌年の1月3日まで
- ・ 函館市……………12月29日から翌年の1月3日まで  
（平成25年3月に条例改正、以前は「12月31日から翌年の1月5日まで」）
- ・ 八雲町……………12月30日から翌年の1月4日まで
- ・ 八雲町を除く、渡島管内8町…12月31日から翌年の1月5日まで

### ○ 年末年始の休日に変更となる主な施設

- ・ 市役所本庁舎
- ・ 総合分庁舎、七重浜支所、茂辺地支所
- ・ 保健センター、せせらぎ保健センター
- ・ 農業振興センター
- ・ 総合文化センター
- ・ 公民館
- ・ 郷土資料館
- ・ 図書館（本館、分館）
- ・ 総合体育館
- ・ スポーツセンター、久根別体育センター、茂辺地体育センター、浜分体育センター
- ・ 市民プール
- ・ 各住民センター